

国民健康保険広域化等支援基金審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

国民健康保険広域化等支援基金審査委員会規程の一部を改正する訓令

国民健康保険広域化等支援基金審査委員会規程（平成 14 年岩手県訓令第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第 3 条 [略] 2 [略] 3 委員は、保健福祉企画室企画担当課長、医療国保課国保担当課長及び <u>出納課審査担当課長</u> をもって充てる。	(組織) 第 3 条 [略] 2 [略] 3 委員は、保健福祉企画室企画担当課長、医療国保課国保担当課長及び <u>出納局指導審査担当課長</u> をもって充てる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。